

# 感染防止対策業務指針

山本病院は質の高い安全な医療を提供することを目的として、院内感染対策基本指針に基づき、感染防止対策業務指針を策定しています。

## 1. 感染防止対策のための業務指針の目的

- ・ 院内感染症の発生を防止し、予防活動の円滑な実施を図る。また、感染症発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。
- ・ 労働安全衛生法の主旨に基づき、感染予防対策の観点から職員の安全と健康を確保する。

## 2. 感染防止対策部門の設置

- ・ 感染防止対策を専門とする部門を組織し、院内感染対策委員会の毎月1回の定例会議及び緊急時の臨時会議の中で、院内感染防止対策を講ずる。
- ・ 定期的・必要に応じて院内ラウンドを実施し、随時情報の収集・分析を行い、院内全体の感染防止対策上の問題点を把握し、速やかに改善策を講じ実行する。

## 3. 平常時の感染防止対策に関する基本的考え方

感染管理の基本は感染の連鎖を断ち切ることを認識し、院内感染対策マニュアルに沿って、標準感染予防策と感染経路別予防策の二つの方法から適切な感染対策を講じ、実施および指導にあたる。

## 4. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

- ・ 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的対策について、職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて職員の感染対策に対する意識向上を図る。
- ・ 研修会は、年2回全職員を対象に開催する。また必要に応じて随時開催する。研修会の計画実施は感染対策委員会及び感染対策部門が中心となっていく。
- ・ 研修会の開催時には、実施内容及び、参加実績の記録を保存する。

## 5. 院内感染発生時における疫学的分析による対策の確立に関する基本方針

- ・ 職員は自己に院内感染の疑いがある時、及び疑いがある患者を認知した時は、委員長に報告を行う。
- ・ 異常発生時は、その状況および患者への対応等を病院長に報告する。

- ・臨床検査室は、院内感染に関する情報を関連部署へ報告し、院内感染対策委員会及び感染防止対策部門は情報の分析を行い介入する。

## 6.院内感染発生時の対応に関する基本方針

- ・疫学的・臨床的問題となる感染症を患者が発生した際は、緊急に委員会の開催及び感染対策部門の招集を行い、現状を把握した上で、院内感染を波及させないように素早く対策を講じ実行する。
- ・法令に基づき届出が必要な感染症は、速やかに管轄保健所に届出を行う。
- ・必要に応じ、患者等に感染対策上必要な情報を掲示し周知に努める。
- ・必要に応じ、感染防止対策加算1の地域連携医療機関と協力し、拡大防止対策や再発防止対応について意見交換を行い、最善の対策を実行する。

## 7.新興感染症の発生時の対応

- ・大分県の要請を受けた場合は、発熱患者の診療等を行う。
- ・発熱患者の診療を行うにあたり、他の一般患者への感染防止のため、発熱患者の動線を分ける。
- ・発熱患者を診察する体制について、自治体のホームページ等に公開する。

## 8.患者からの相談対応に関する基本方針

患者及び患者家族からの感染予防に関する相談がある場合には、それに対応する。

## 9.患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は院内に掲示して、患者または家族が閲覧できるようにする。

## 10.その他院内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染を防止し、患者の安全と職員の健康・安全を守り、チーム医療としての組織的運営を図り、経済性も考えた上で対策を推進する。

令和8年4月

山本病院 院長 山本 隆正